

中小企業BCP策定等緊急支援事業費補助金交付要綱

令和6年10月23日
商工観光労働部商工政策課

(趣旨)

第1条 県は、災害発生時等における中小企業等の事業継続力の強化を図るため、BCP（事業継続計画）及び事業継続力強化計画等（以下、「BCP等」という。）を実践するための設備等を導入する中小企業等に対し、予算で定めるところにより、中小企業BCP策定等緊急支援事業費補助金を交付し、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業支援法第2条第1項（昭和38年法律第147号）で規定される中小企業者、中小企業基本法第2条第5項（昭和38年法律第154号）で規定される小規模企業者、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条（平成5年法律第51号）で規定される小規模事業者、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号で規定される事業協同組合、及び同条第4号で規定される企業組合をいう。
- 2 この要綱において「BCP（事業継続計画）」とは、中小企業等が自然災害の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の被害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段等を取り決めた計画をいう。
- 3 この要綱において「事業継続力強化計画等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第3項の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画及び同法第58条第3項の規定による経済産業大臣の認定を受けた連携事業継続力強化計画をいう。
- 4 この要綱において「申請者」とは、第3条に掲げる要件を全て満たし、交付申請を行う者のことをいう。
- 5 この要綱において「補助事業者」とは、規則第4条第1項に基づく交付決定の通知を受けた中小企業等をいう。

(補助対象者)

- 第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる者は、中小企業等のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 宮崎県内（以下、「県内」という。）に本店又は支店を有する法人又は県内に住所を有し、県内で主たる事業を営む個人。
 - (2) 県税の未納がない者。
 - (3) BCP等を策定又は認定取得済みである者。

- (4) 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 321条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (5) 第 1 条の補助金の交付を受けようとする主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助率）

第 4 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びその補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第 5 条 申請者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第 108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金交付申請書に添付すべき書類）

第 6 条 規則第 3 条の規定による補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（別記様式第 2 号）
- (3) 第 3 条第 2 号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から 3 か月以内のもの。写しでも可。）
- (4) 第 3 条第 4 号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第 3 号）
- (5) 第 3 条第 5 号に係る（暴力団関係者に該当しないことの）誓約書（別記様式第 4 号）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第 7 条 規則第 5 条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第 1 条の補助金の交付対象となる事業をいう。）が完

了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。

- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から記算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により、知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の合計額10パーセントを超えない額の変更
- (2) 事業の趣旨に影響を及ぼさない変更

(計画変更の承認)

第10条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 補助事業変更承認申請書（別記様式第5号）
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するための売買、請負その他の契約を締結するに当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の契約（契約金額 100万円未満のものを除く。）に当たり、県又は経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 知事は、補助事業者が前項の規定に違反して県又は経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前3項の規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は必要な措置

を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、規則第4条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(補助金の交付方法)

第13条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第14条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障が無いと知事が認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(1) 事業実績書(別記様式第8号)

(2) 収支決算書(別記様式第9号)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第10号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(別記様式第11号)を備え管理しなければならない。

2 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第1項の補助事業実績報告書に前項の取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第21条第1項第2号の規定により知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加

価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

- 3 補助事業者は、第1項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第12号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により財産の処分を承認した場合において、第1項に規定する耐用年数を経過している場合を除き、補助事業者が当該財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を返還させることができる。

(情報管理及び秘密保持)

- 第17条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は、補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(書類の提出部数等)

- 第18条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数はそれぞれ1部（正本1部）とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年10月23日から施行し、令和6年度の予算に係る中小企業BCP策定等緊急支援事業費補助金に適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	上限額
自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、格納式避難設備、止水板、架台（対象設備をかさ上げするために取得するもの）、防水シャッター、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震装置等のほか、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有すると認められるものを導入する経費。 ※ 国、県、又は市町村等が交付する他の補助金等による助成を受けるものは対象外とする。 ※ 申請者において策定済みのBCP（事業継続計画）、又は認定済みの事業継続力強化計画等に記載されていないものは対象外とする。	補助対象経費の2分の1以内 ※千円未満切捨て	50万円